

(欄外注記 1)

215 私立英吉利法律学校から奉職中の官吏にて分科大学入学

を希望する者の身分に付伺の件回答案

〔明治二十年七月二十九日〕

七月廿九日

書記官 (永井久一郎)
印

英吉利法律学校ヨリ別紙之通伺出候処右ハ該校教員又ハ生徒ニ

関係無之件ニテ官吏タル者分科大学入学許否之伺ニ候間一個人

ヨリ伺出ツルモ校名ヲ以テ伺出ツル筋ニ無之ト相考候且又分科

懸リタル儀ニ付何分之御指令至急奉仰候也
明治二十年七月二十八日 英吉利法律学校

大学ハ学科課程ニ定則有之学生取締ノ関係も有之候付官吏タル

者入学為致候〔ハ不都合ニ有之他ノ学生品行取締上ニモ影響ヲ

及シ候間講義傍聴ノ外ハ〕ニハ其確保無之而ハ許可不相成筋ト

存候依テ左案相添伺出返却相成可然哉

案

別紙官吏タル者分科大学入学許否伺書御差出相成候処貴校ニ対シ指令之限ニ無之候間別紙及御返却候尤モ分科大学ニ於テハ官吏タル者在職ト非職トヲ問ハス本属長官ヨリ照会有之〔候得ハ学科ノ都合ニ依リ講義傍聴〕候上学科課程其他学生ニ關スル諸規則相守リ候確乎タル保証有之上ハ詮議之上差許〔可申〕候場合も可有之候〔得共学生トシテ入学ノ儀ハ許可不致候〕但シ大学院学生ニシテ既ニ分科大学研究科ニ於テ二ヶ年ノ修業ヲ了シタルモノハ其専門ノ学業ニ從事候為メ官序ニ奉職シ又ハ民間ノ事業ニ就キ候儀差支無之候此段御承知相成度候也

書記官 姓 名

英吉利法律学校長 増島六一郎殿

伺書寫

某々ノ官省ニ奉職セル官吏ニシテ分科大学ノ学生タラント欲スル者ハ其所属官序長官ノ許可ヲ得レハ非職官吏并ニ現任官吏ハ是モ右学生タルコトヲ御認許被成下候者ニ御座候哉伺度右ハ差

(欄外注記2)

〔ハ不都合ニ有之他ノ学生品行取締上ニモ影響ヲ及シ候間講義傍聴ノ外ハ〕ニハ其確保無之ト相成筋ト存候依テ左案相添伺出返却相成可然哉

(欄外注記1)

〔八月一日送達済〕〔〔明治年月日決裁〕〕

(欄外注記2)

〔選科生ハ試験ノ規則有之不都合ト存候若シ許可スルニ相成候トモ評議会ヲ要シ候儀ト存候〕

〔『検印録』自明治二十年至明治二十一年、^④F3〕